

令和7年3月19日  
相馬地方広域消防本部

### 懲戒処分の公表について

相馬地方広域消防職員13名に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので、相馬地方広域市町村圏組合職員懲戒処分の指針に基づき、次のとおり公表します。

# 1 相馬地方広域消防内におけるパワーハラスメント行為に関する監督責任

2 処分年月日 令和7年3月18日

## 3 被処分者及び処分内容

(1)	消防本部	消防監	男	59歳	懲戒処分	減給1/10	6か月間
(2)	消防本部	消防司令長	男	57歳	懲戒処分	減給1/10	3か月間
(3)	消防本部	消防司令長	男	55歳	懲戒処分	減給1/10	1か月間
(4)	南相馬消防署	消防司令長	男	56歳	懲戒処分	減給1/10	1か月間
(5)	相馬消防署	消防司令	男	63歳	懲戒処分	減給1/10	1か月間
(6)	南相馬消防署	消防司令	男	64歳	懲戒処分	減給1/10	1か月間
(7)	消防本部	消防司令	男	62歳	懲戒処分	減給1/10	1か月間
(8)	相馬消防署	消防司令長	男	54歳	懲戒処分	戒告	
(9)	相馬消防署鹿島分署	消防司令	男	57歳	懲戒処分	戒告	
(10)	南相馬消防署飯舘分署	消防司令	男	56歳	懲戒処分	戒告	
(11)	消防本部	消防司令	男	61歳	懲戒処分	戒告	
(12)	消防本部	消防司令	男	62歳	懲戒処分	戒告	
(13)	相馬消防署新地分署	消防司令	男	59歳	訓告処分		

## 4 処分理由

### (1) 消防本部 消防監（消防長）

#### 1 最終答申書追補に基づく安全配慮義務違反

① 令和5年9月の嚴重注意措置事案について、消防長は、「相馬地方広域消防職員のハラスメント防止及び排除に関する規程」において、ハラスメントの防止及び排除のために実施する措置に関する調整、指導及び助言にあたらなければならないとされ、ハラスメント対応委員会による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、懲戒処分を含む必要な処置を講ずるものとされている。更に、規程上、職員の規律違反について懲戒審査会に審査を要求する権限を有する唯一の者である。

当該職員は、警防課長から報告を受けた後、本件事案について何らの対応指示をしないまま、その後、令和5年8月21日に組合事務局からハラスメントに関するアンケートの結果が報告されるまで時が経過している。

しかし、6月16日頃までに警防課において作成したヒアリングの記録により、加害職員によるパワーハラスメント行為があったことは十分に認められるところであり、当該職員は、懲戒審査会に審査を要求する権限を有することに基づき、6月16日頃の時点で、懲戒審査会に本件事案の審査を要求すべきであった。

この点は、本件事案の一連の経過のなかでも、重大な安全配慮義務違反である。

また、令和5年8月21日に組合事務局からハラスメントに関するアンケートの結果が報告されるまでの間、被害職員に対する事実関係の確認が実施されていないばかりか、加害職員が訓練に参加していることで被害を拡大させていた。

その後、令和5年9月1日頃、当該職員及び次長において、被害職員に対する事実関係の確認を行わないまま、指導上の措置としての嚴重注意が相当

と判断した点は著しく不当である。

当該職員は、ハラスメントの防止及び排除のために実施する措置に関する調整、指導及び助言をすべき義務を負うことに基づき、「相馬地方広域消防職員のハラスメント防止及び排除に関する規程」に沿って被害職員に対する事実関係の確認の機会を確保したうえで、懲戒審査会に本件事案の審査を要求すべきであった。

- ② パソコン所管換えに伴う情報漏洩事案において、消防長は、情報セキュリティ責任者として、消防本部の情報セキュリティ対策に関する統括的な権限及び責任を有する。

令和5年8月、警防課長から報告があった際、当該職員が警防課長にデータを消去するよう指示したこと自体は適切であるが、その具体的な手法として、データを発見した職員の立ち会いのないまま、次長が使用するデータが格納されているフォルダを消去しただけであったことは、情報セキュリティ責任者としての注意義務違反である。

本来であれば、当該職員は情報セキュリティ責任者として、情報セキュリティ管理者である次長の指示のもと、発見した職員に立ち会わせて、当該データを特定し、消去する対応をさせるべきであった。

更に、後日、当該職員から発見した職員に対して、どのようなデータが残されていたのか、誰が閲覧したのか等について報告を求め、発見した職員から当該職員に対して書面による報告がなされたとされているが、情報漏洩の態様及び被害状況等は記録として残されなかった。これは、当該職員が、発見した職員に対して、情報セキュリティに関する事故として所定の報告書作成と提出をさせなかったという不適切な対応によるものである。

## 2 部下職員に対する指導監督不適正

下記の期間において、部下職員に対する指導監督に適正を欠いていた。

ア 消防長であった令和5年度から令和6年度

### (2) 消防本部消防司令長（消防本部次長）

#### 1 最終答申書追補に基づく安全配慮義務違反

- ① 令和5年9月の嚴重注意措置事案について、消防本部次長は、消防長の職務を補佐し、消防本部事務を掌理する立場にあり、「相馬地方広域消防職員のハラスメント防止及び排除に関する規程」において、ハラスメント案件の事実関係の調査、対応措置の審議等を行うハラスメント対応委員会の委員長を務めると定められている。当該職員は、ハラスメント事案への対応において、適切に消防長と連携し、消防長を補佐すべき責務を負うことに基づき、「相馬地方広域消防職員のハラスメント防止及び排除に関する規程」に沿って被害職員に対する事実関係の確認の機会を確保したうえで、消防長において懲戒審査会に本件事案の審査を要求するよう、あるいは少なくともハラスメント対応委員会に委任するよう、助言すべきであった。
- ② パソコン所管換えに伴う情報漏洩事案において、消防本部次長は、消防本部総務課長の事務を取り扱うことから、情報セキュリティ管理者として、消防本部の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有する。

#### 2 部下職員に対する指導監督不適正

下記の期間において、部下職員に対する指導監督に適正を欠いていた。

- ア 相馬消防署長であった令和4年度
- イ 消防本部次長であった令和5年度から令和6年度

(3) 以下(13)まで

所属長または副署長である期間において、部下職員に対する指導監督に適正を欠いていた。

以上の規律違反により、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号並びに相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき懲戒処分、相馬地方広域市町村圏組合職員の懲戒の取り扱いに関する規程第12条の規定に基づき訓告処分とした。